

2. 調査結果（1）法人概要

2. 調査結果

ここから、調査結果の説明に入る。アンケート調査票の目次1～6に沿って、以下の（1）～（6）に分けて調査結果を順次説明する。

- （1）法人概要（アンケート調査票では「1.法人について」に該当）
- （2）人的資源
- （3）財政
- （4）事業
- （5）組織運営
- （6）情報公開・情報発信

（1）～（6）のそれぞれの項においては、まず各質問の意図を説明し、「集計結果」として質問に対する単純集計結果を紹介する。選択肢の中に「その他」の選択肢がある場合には、具体的な内容等について記述回答を求めたので、その結果を紹介する。

次に、クロス集計分析を行った場合には、「クロス集計結果」を紹介する（各質問において、どのようなクロス集計を行ったかについては、図表0-15参照）。

その上で、考察として、質問の意図に照らした回答結果に対する評価を述べる。質問によっては、集計結果だけでなく、クロス集計結果等から読み取れることや、その解釈を述べるとともに、回答から示唆される論点を摘示する。

2. 調査結果（1）法人概要 Q1-1

（1）法人概要

（1）法人概要では、税法区分、沿革、公益化の意向、役員のプロフィールなど法人の概要に関する質問を行った。

Q1-1 税法による法人区分

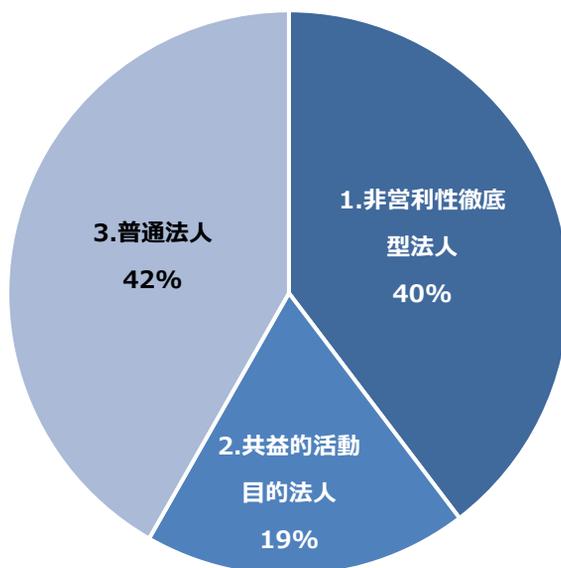
Q1-1は、法人税法上の区分を問うものである。3つの選択肢の中から回答を求めた（単一選択回答）。

□ 集計結果

「1.非営利性徹底型法人」が40%、「3.普通法人」が42%と拮抗し、「2.共益的活動目的法人」は、両者の半分の19%となった（図表1-1a参照）。

図表1-1a：法人税法による法人区分（全体）

(n=719)



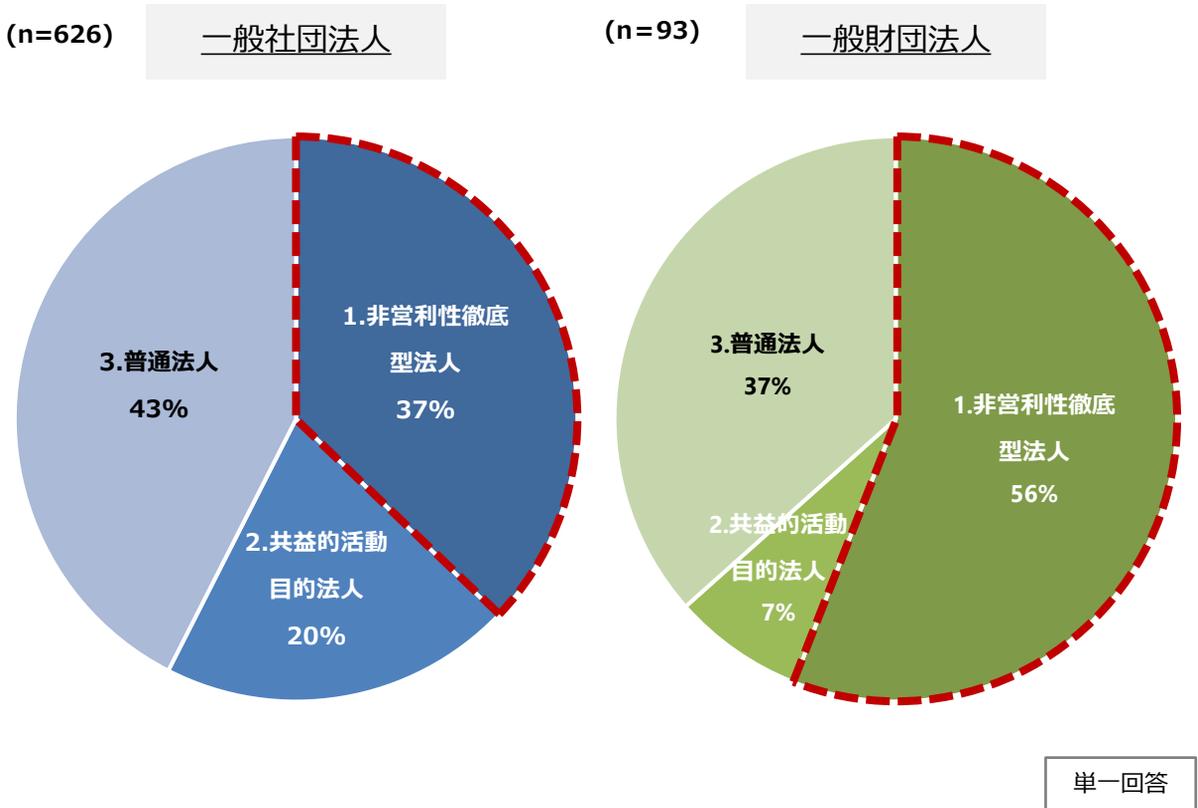
単一回答

2. 調査結果（1）法人概要 Q1-1

□ クロス集計結果

法人区分の割合について、一般社団法人と一般財団法人を比較すると、「3.普通法人」の割合は約4割と概ね同じ割合であったが、「1.非営利性徹底型法人」と「2.共益的活動目的法人」の構成割合に違いがみられた。一般財団法人は、一般社団法人に比べて、「1.非営利性徹底型法人」の割合が多くなり、その分「2.共益的活動目的法人」の割合が少なくなった（図表1-1b参照）。

図表1-1b：法人税法による法人区分（社団・財団別）



2. 調査結果（1）法人概要 Q1-1

□ 考察

Q1-1の質問の意図は、法人税法上の区分を問うものであった。

「普通法人」が全体の42%も占めたことは、大きな発見と言える。「普通法人」は、すべての所得が課税対象（収益事業課税の対象外）となっており、「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」のような税務上の優遇措置はない。にもかかわらず、「普通法人」が、42%も占める理由は何かという問題が生じる。

一般法人の設立者は、法人税法上の優遇措置に関する知識が不足しているのではないか、関心が薄いのではないかと考えられる。

また、クロス集計結果からは、「一般社団法人」と「一般財団法人」の税法区分上の構成割合の差異が確認できた。「一般財団法人」の設立者は、税法区分に関する認識が高いのではないかと考えられる。また、「共益的活動目的法人」の設立者は、人的な結びつきから法人を設立することが多いと考え、結果的に一般社団法人を設立する場が多くなっているのではないかと考えられる。

2. 調査結果（1）法人概要 Q1-2

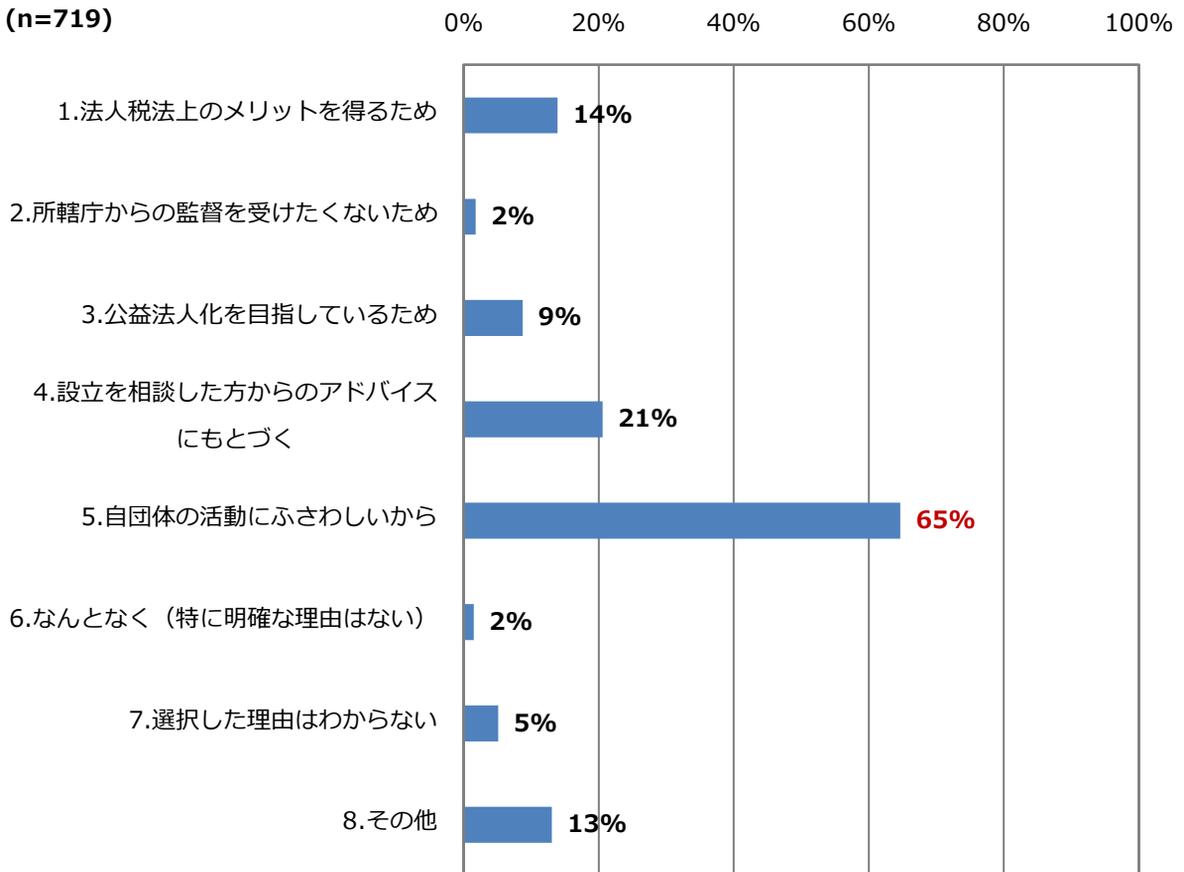
Q1-2 法人区分の選択理由

Q1-2は、Q1-1の法人区分を選択した理由を問うものである。8つの選択肢の中から回答を求めた（複数選択回答）。「その他」を選択した場合には、具体的な理由について回答を求めた（記述回答）。

□ 集計結果

「5.自団体の活動にふさわしいから」の回答が、65%と最多となった（図表1-2a参照）。「4.設立を相談した方からのアドバイスにもとづく」の回答が、21%と続いた。「1.法人税法上のメリットを得るため」の回答は、14%にとどまった。

図表1-2a：法人区分の選択理由



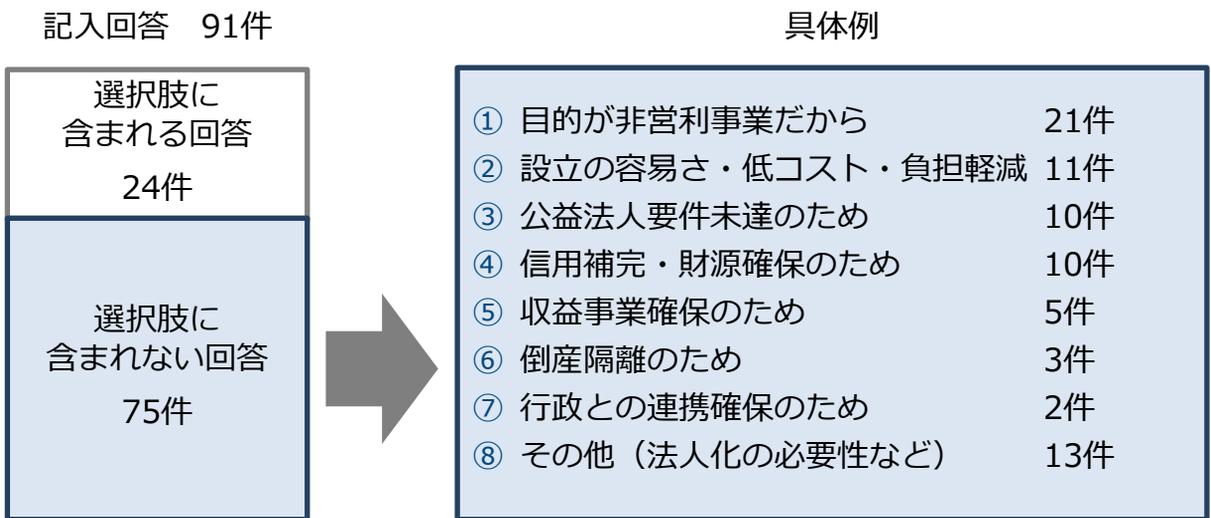
複数回答

2. 調査結果（1）法人概要 Q1-2

□ その他回答結果

「8.その他」の回答は91件である（図表1-2b参照）。法人の目的が非営利事業であることや、法人設立の容易さ・運営コストの低さのほか、信用補完とそれに伴う財源確保などの回答がみられた。また、公益法人化の意向がありながら、現状では要件未達のため一般法人に留まっているなどの回答もみられた。少数ながら、行政との連携のためという回答もみられた（記述回答については、p234以下参照）。

図表1-2b：Q1-2「8.その他」回答（分類回答数は重複カウント）

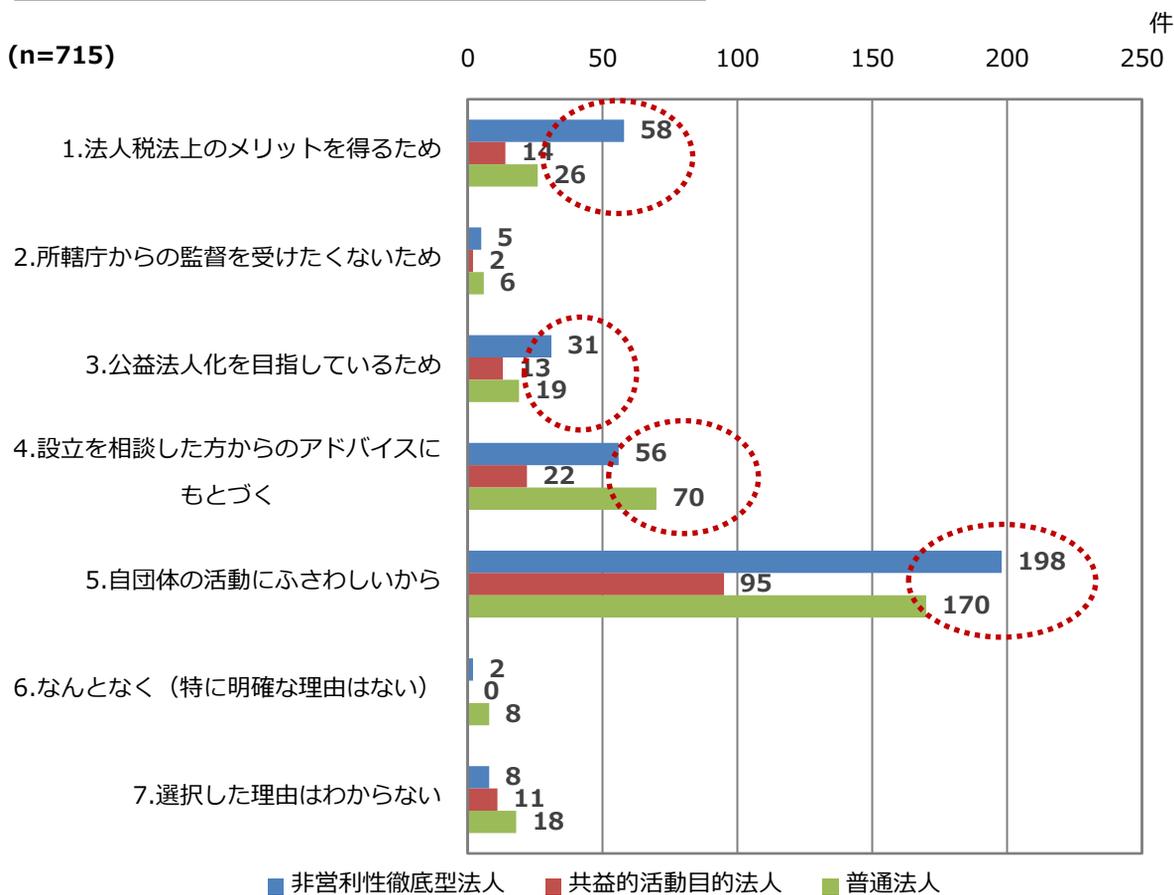


2. 調査結果（1）法人概要 Q1-2

□ クロス集計結果

法人区分の選択理由について、税法区別に分析を行った（図表1-2-A参照）。税法区分3類型に顕著な差異はみられないが、「非営利性徹底型法人」と「普通法人」を比較すると、「1.法人税法上のメリットを得るため」「3.公益法人化を目指している」「5.自団体の活動にふさわしい」については、「非営利性徹底型法人」の方が「普通法人」よりも多くなり、「4.相談者からのアドバイス」については、「普通法人」が「非営利性徹底型法人」を上回った。

図表1-2-A：法人区分の選択理由（税法区分別）



複数回答

2. 調査結果（1）法人概要 Q1-2

□ 考察

Q1-2の質問の意図は、Q1-1の税法区分を選択した理由を問うものであった。

「5.自団体の活動にふさわしいから」の回答が最多となり、妥当な結果と言えるが、その事情は残念ながら不明である。回答内容を補足する事情について記入を求めなかったことは反省点である。

次に「4.設立を相談した方からのアドバイスにもとづく」「1.法人税法上のメリットを得るため」と続くが、法人税法上の優遇措置を挙げる回答は想定したよりも少なかった。一般法人の設立者は、活動目的に沿って事業活動による収入を重視しており、あまり法人税法上の優遇措置は重視していないのではないかと考えられる。

また「8.その他」の回答の記入ぶりをみると、法人格を選択した理由（例えば、特定非営利活動法人ではなく、一般法人を選択した理由）の問いであると解して回答したとみられる例も見受けられた。一般法人の中での税法区分3類型の選択の前に、なぜ一般法人を選択したのかという法人格の選択理由を問う質問を設けて、本問と区別しておく必要性が感じられた。

クロス集計結果からは、税法区分の違いによって、回答結果の順位に差異が生じることが確認できた。

「非営利性徹底型法人」においては、「1.法人税法上のメリット」の回答数が「5.自団体の活動にふさわしい」の次に多くなった。「非営利性徹底型法人」の設立者は、他の2類型に比べて、明確な意識をもって法人税法上の区分を選択しているのではないかと考えられる。

一方、「普通法人」においては、「4.相談者からのアドバイス」の回答数が「5.自団体の活動にふさわしい」の次に多くなった。「普通法人」の設立者は、法人税法上の区分の選択については、相談者のアドバイスに依存する傾向が高いと考えられる。

2. 調査結果（1）法人概要 Q2

Q2 一般法人設立前の事業の実施

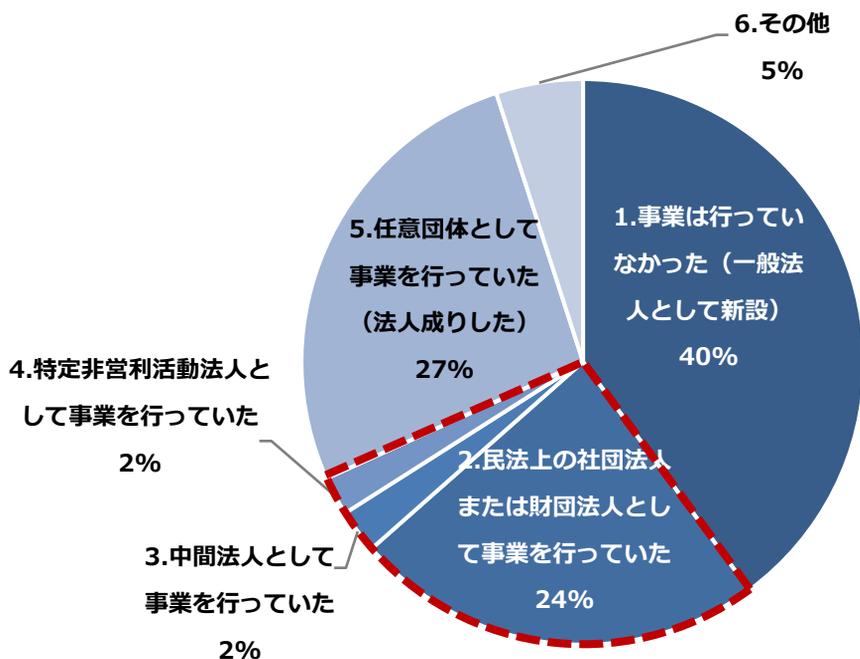
Q2は、一般法人設立前に事業を行っていたかどうかを問うものである。過去に法人格の変更が複数回ある場合は、一般法人設立直前の状態とし、6つの選択肢の中から回答を求めた（単一選択回答）。「その他」を選択した場合には、具体的な理由について回答を求めた（記述回答）。

□ 集計結果

「1.事業は行っていなかった（一般法人として新設）」の回答が、40%と最多となった（図表2a参照）。「5.任意団体として事業を行っていた（法人成りした）」が、27%と続く。既法人（民法上の社団法人または財団法人、中間法人、特定非営利活動法人）からの移行は、計28%となった。法人格の有無や種類を問わず、何らかの形で事業を行っていた法人は計55%（既存団体からの移行28%+任意団体からの法人成り27%）と過半数を超えている。

図表2a：一般法人設立前の事業の実施

(n=721)



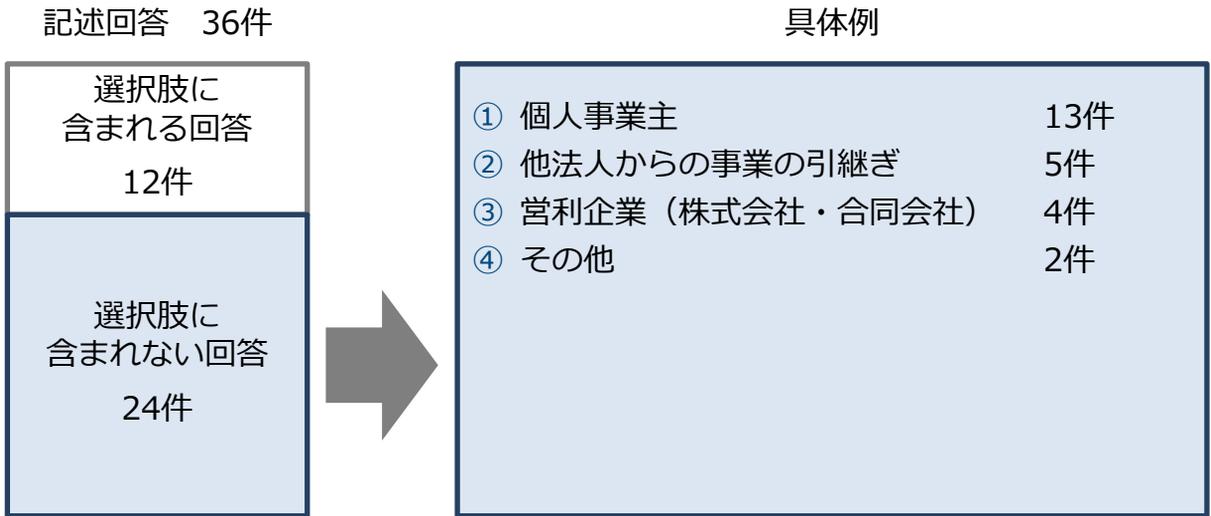
単一回答

2. 調査結果（1）法人概要 Q2

□ その他回答結果

「6.その他」の回答数は36件である（図表2b参照）。個人事業主による法人新設のほか、他法人の事業の引継ぎ、株式会社等からの移行などの回答がみられた（記述回答については、p239以下参照）。

図表2b：Q2「6.その他」回答（分類回答数は重複カウント）



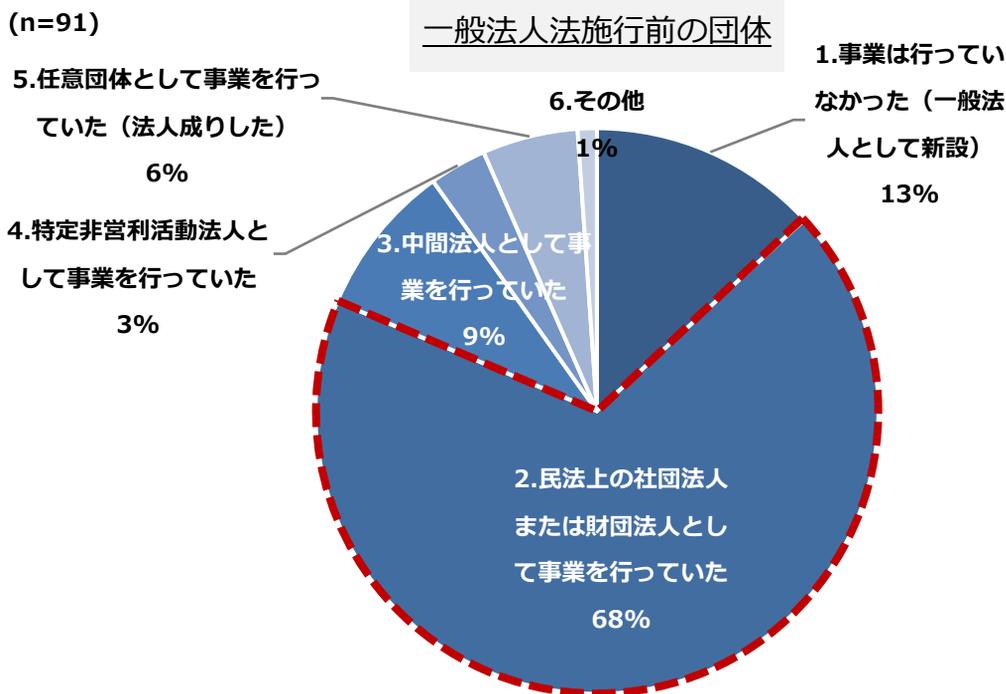
□ クロス集計結果

一般法人法施行前の設立団体（n=91）と一般法人法施行後の設立団体（n=602）を比較したところ、法施行前の設立団体は、「2.民法上の社団法人または財団法人」の回答が、68%と最多となったのに対し、法施行後の設立団体は、「1.事業は行っていなかった（一般法人として新設）」の回答が、44%と最多となるなど、その構成比は顕著な差異がみられた（図表2-A参照）。

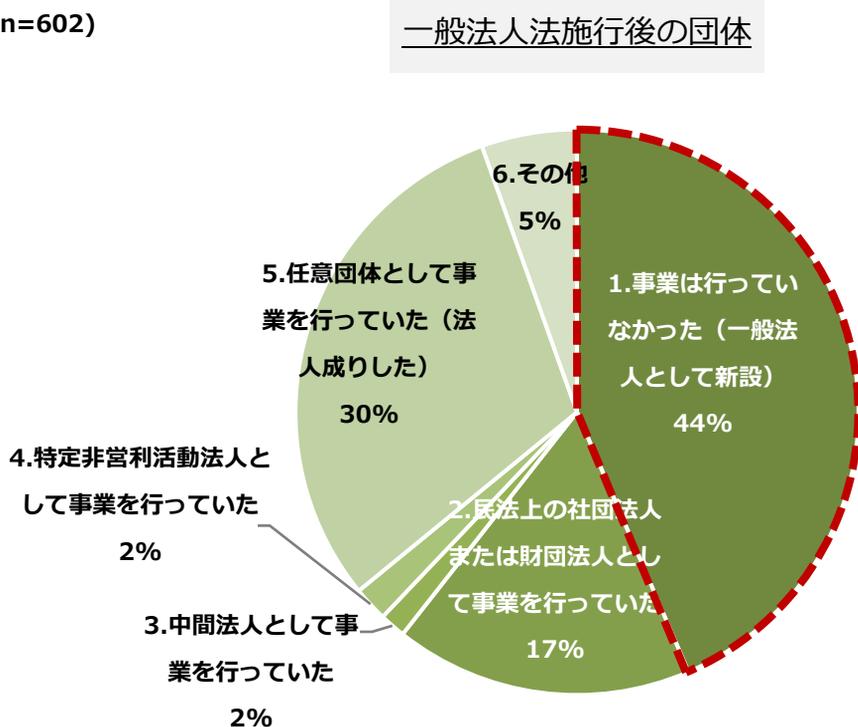
2. 調査結果（1）法人概要 Q2

図表2-A：一般法人設立前の事業の実施（一般法人法施行前後別）

(n=91)



(n=602)



2. 調査結果（1）法人概要 Q2

□ 考察

Q2の質問の意図は、一般法人設立前に事業を行っていたかどうかを問うものであった。

87%の法人が、2008年の法人法施行後の設立（図表0-4参照）だったことからもうかがえるように、「1.事業は行っていなかった（一般法人として新設）」との回答が最多となったことは想定された結果と言える。

一方、法人格の有無や種類を問わず、今まで事業を行っていた法人は計55%（既存団体からの移行28%+任意団体からの法人成り27%）と過半数を超えているが、既存法人や任意団体等が、法人の事業形態や組織運営の変化に応じて法人格を変更または取得する際、選択肢の一つとして一般法人が選択されていると考えられる。

さらに、クロス集計結果からは、一般法人の設立時期の違いによって、一般法人設立前に事業を行っていたかどうかに差異が生じることが確認できた。

一般法人制度によって、一般法人は、民法上の社団法人・財団法人や中間法人など既存団体の受け皿団体として機能していることや、任意団体の法人格取得の際の受け皿として活用されていることがうかがえる。

2. 調査結果（1）法人概要 Q3

Q3 設立時社員・設立者

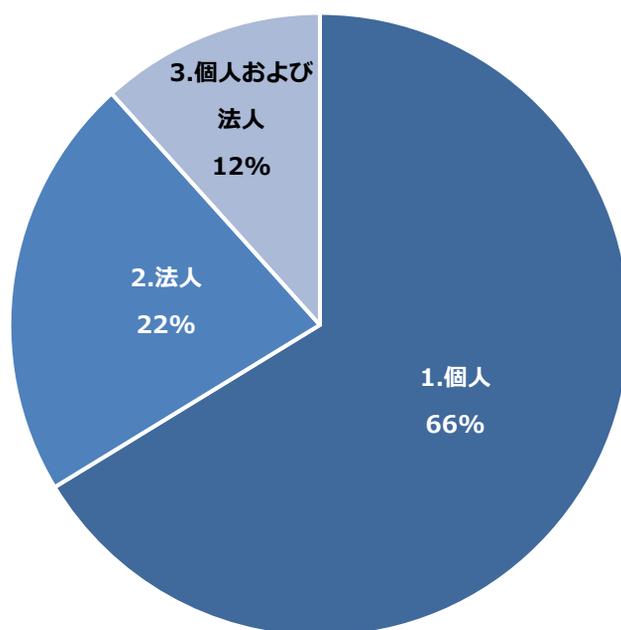
Q3は、設立時の社員または設立者が誰かを問うものである。3つの選択肢の中から回答を求めた（単一選択回答）。

□ 集計結果

「1.個人」設立の回答が、66%と最多となった（図表3参照）。「2.法人」設立の回答が、22%と続く。「3.個人および法人」設立の回答も、12%みられた。

図表3：設立時社員・設立者

(n=718)



単一回答

2. 調査結果（1）法人概要 Q3

□ クロス集計結果

設立時社員・設立者の状況について、税法区分別・利益区分別に分析を行った（図表3-A1、図表3-A2参照）。設立者の違いによって差異が生じるのではないかと仮説のもと、「1.個人」「2.法人」「3.個人および法人」の比較検討を行った。

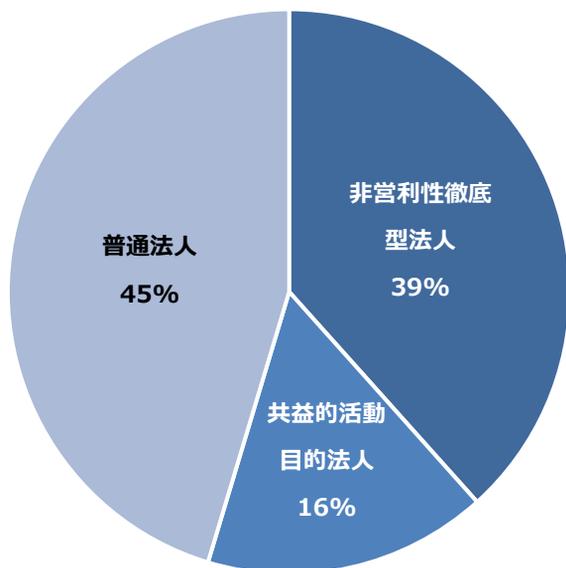
- 税法区分別：「2.法人」設立は「1.個人」設立及び「3.個人および法人」設立に比べて、「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」の割合が多くなった。
- 利益区分別：「1.個人」「2.法人」「3.個人および法人」を比較した結果、利益区分3種類の構成割合に顕著な差異はみられなかったものの、「3.個人および法人」設立は「2.法人」設立や「3.個人および法人」設立に比べて、「公益型」の割合が多くなった。

2. 調査結果 (1) 法人概要 Q3

図表3-A1：設立時社員・設立者（税法区分別）

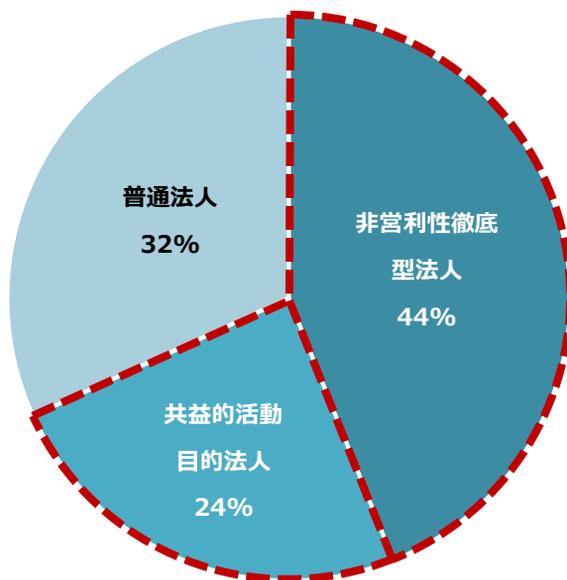
(n=472)

1.個人設立



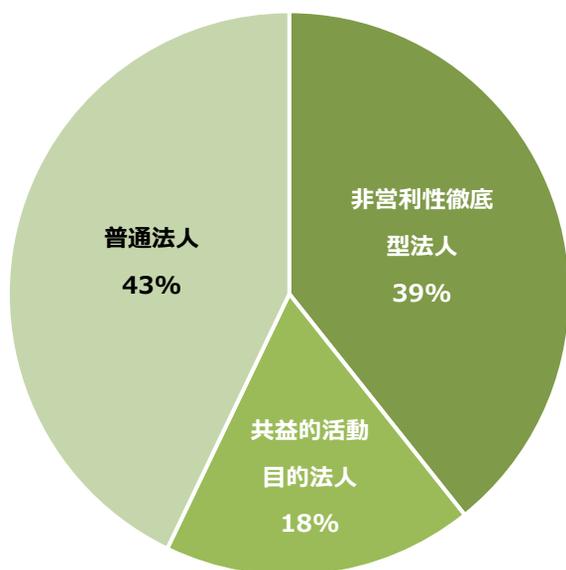
(n=157)

2.法人設立



(n=84)

3.個人および法人設立

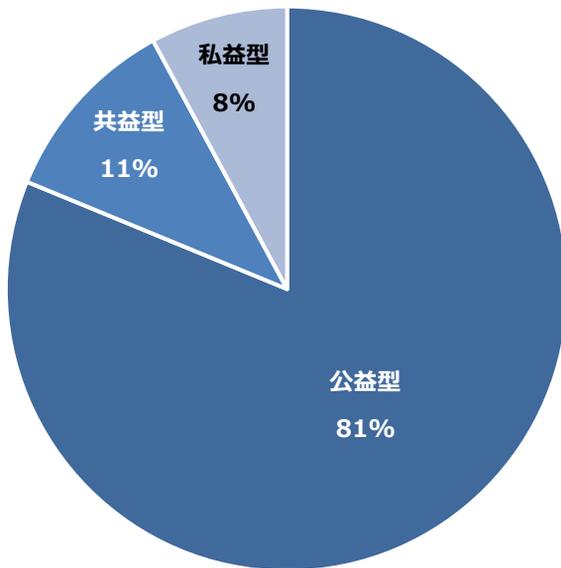


2. 調査結果（1）法人概要 Q3

図表3-A2：設立時社員・設立者（利益区分別）

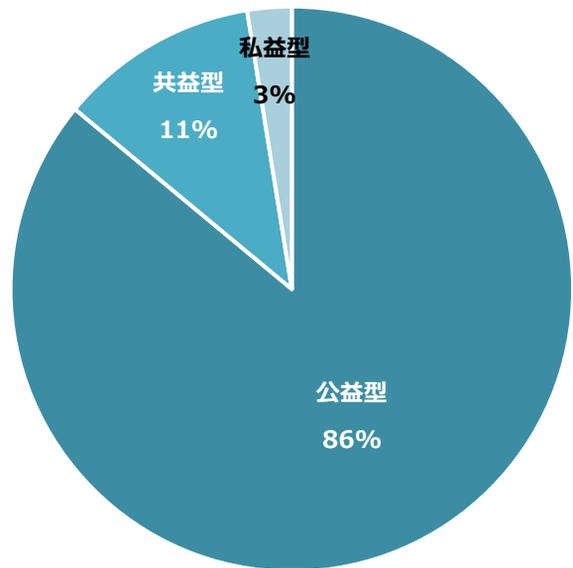
(n=468)

1.個人設立



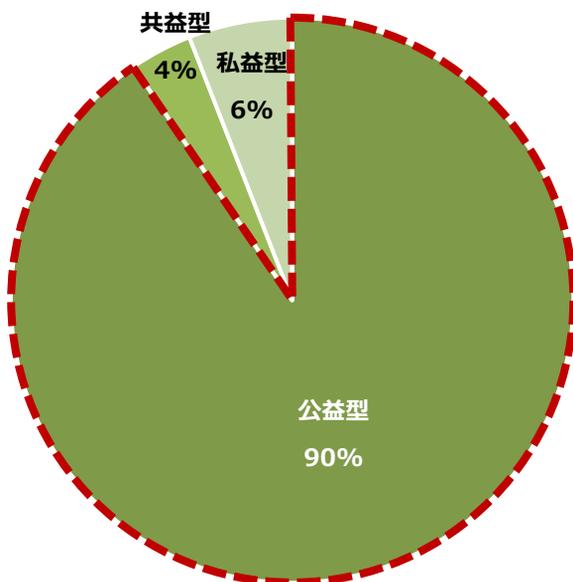
(n=157)

2.法人設立



(n=84)

3.個人および法人設立



2. 調査結果（1）法人概要 Q3

□ 考察

Q3の質問の意図は、設立時の社員または設立者が誰かを問うものであった。

「1.個人」設立以外の「2.法人」設立や「3.個人および法人」設立の法人が計34%となり、「法人」が一般法人の設立に関与する一般法人は、4割近い。一般法人は、同業団体や職能団体等が含まれていることが要因であると考えられる。

クロス集計結果からは、一般法人の設立者の違いによって、税法区分や利益区分の構成割合に差異が生じることが確認できた。

「1.個人」設立の法人は、税法区分3類型の中で最も「普通法人」の割合が多く、利益区分3類型の中で「公益型」の割合が最も小さいことがわかった。

一方、「2.法人」設立や「3.個人および法人」設立など「法人」が設立に関与する一般法人は、税法区分をよく認識した上で一般法人を設立しているのではないかと考えられ、「公益型」や「共益型」を志向する傾向があると思われる。

2. 調査結果（1）法人概要 Q4

Q4 公益法人化の意向

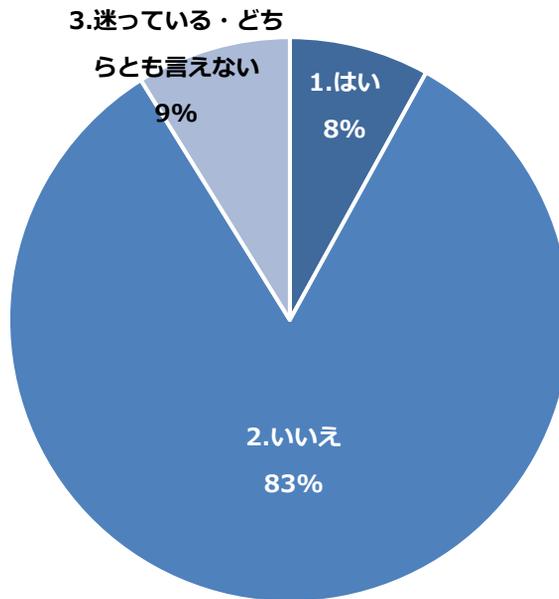
Q4は、公益法人化の意向を問うものである。3つの選択肢の中から回答を求めた（単一選択回答）。「迷っている・どちらとも言えない」を選択した場合には、具体的な理由について回答を求めた（記述回答）。

□ 集計結果

公益法人化の意向の有無について「2.いいえ」の回答が、83%であり、「1.はい」の回答は、8%に留まった（図表4a参照）。

図表4a：公益法人化の意向

(n=721)



単一回答

2. 調査結果（1）法人概要 Q4

□ 記述回答結果

「3.迷っている・どちらとも言えない」を選択した場合の具体的な記述回答数は42件である（図表4b参照）。記述回答として「現状の態勢が不十分」、「要件が未達」、「公益法人化後の負担懸念増加」のほか、「メリットが見出せない」、「デメリットが多い」、「制度や手続きに関する理解不足」などの回答がみられた（記述回答については、p242以下参照）。

図表4b：Q4「3.迷っている・どちらとも言えないの具体的な理由」（分類回答数は重複カウント）

記述回答 42件	具体例
① 現状の態勢不十分・要件未達	10件
② 公益法人化後の負担懸念増加	8件
③ メリット（デメリット）に関する理解不足	7件
④ 制度や手続きに関する理解不足	3件
⑤ その他（時期未定、将来の方向性が未確定等）	14件

2. 調査結果（1）法人概要 Q4

□ 考察

Q4の質問の意図は、公益法人化の意向を問うものであった。

80%を超える法人が、公益法人化への意向はないと回答していたのは、想定を上回る多さとなった。現状で充分と考えている法人が多いなど様々な理由が考えられるが、本調査の結果だけでは、事情は不明である。

「3.迷っている・どちらとも言えない」の回答も9%みられたが、記述回答を見ると、まったく未定というわけではないと思われる（図表4b参照）。例えば、「①現状の態勢不十分」「②負担懸念増加」に分類された回答を見ると、条件が整えば、公益法人化を目指す意向があると思われる回答が散見された。また「⑤その他」の回答では、将来的には検討しうるとの回答もみられた。適切なアドバイスの実施によって公益法人化への意向が増える可能性がある。

公益法人制度改革により、民間の公益活動の推進が期待されたが、想定よりも伸び悩みがみられる。毎年の公益法人申請件数は約100件に留まり（認定処分は約80件）、所轄庁を都道府県とする法人はその約半数である。JCNE2022の結果から、制度の利用者である一般法人側も公益法人化の意向が低いことが確認された。

2. 調査結果（1）法人概要 Q5

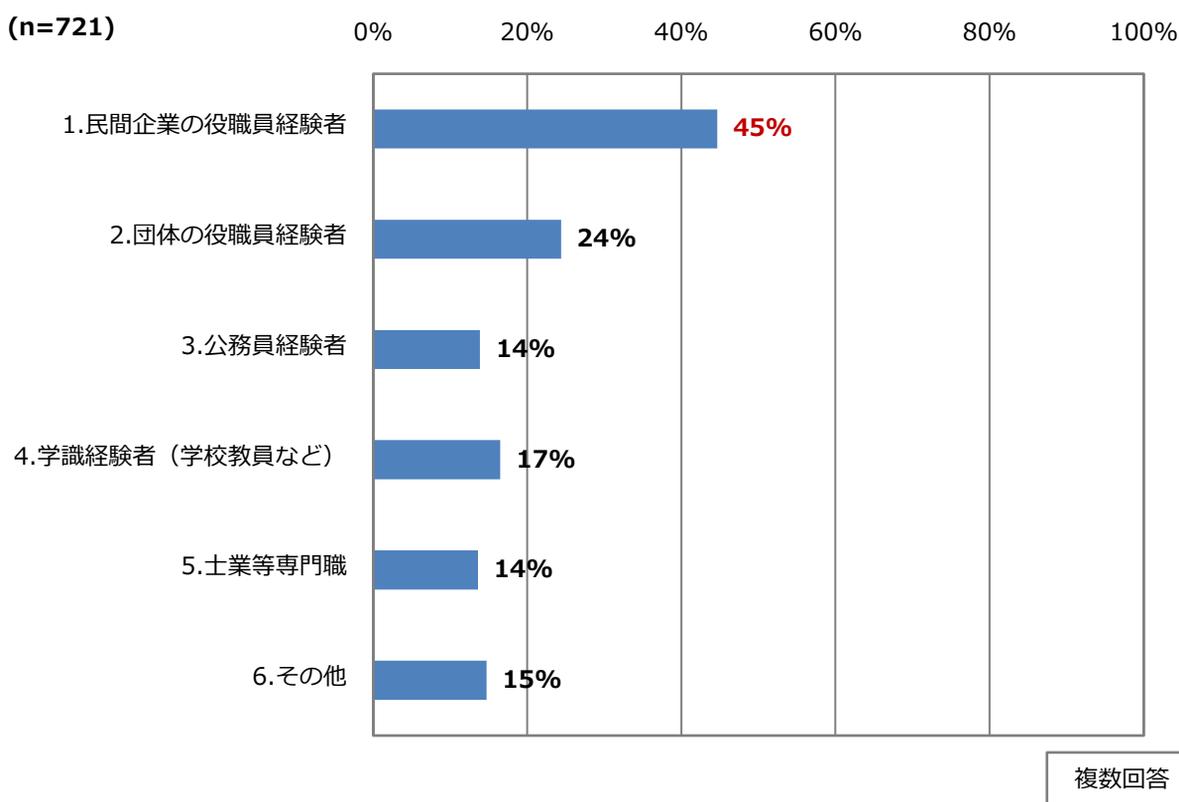
Q5 代表者のプロフィール

Q5は、代表者の経歴や資格を問うものである。6つの選択肢の中から回答を求めた（複数選択回答）。「その他」を選択した場合には、具体的な内容について回答を求めた（記述回答）。

□ 集計結果

「1.民間企業の役職員経験者」が、45%と最多となった（図表5a参照）。「2.団体職員の役職員経験者」が、24%と続く。

図表5a：代表者のプロフィール

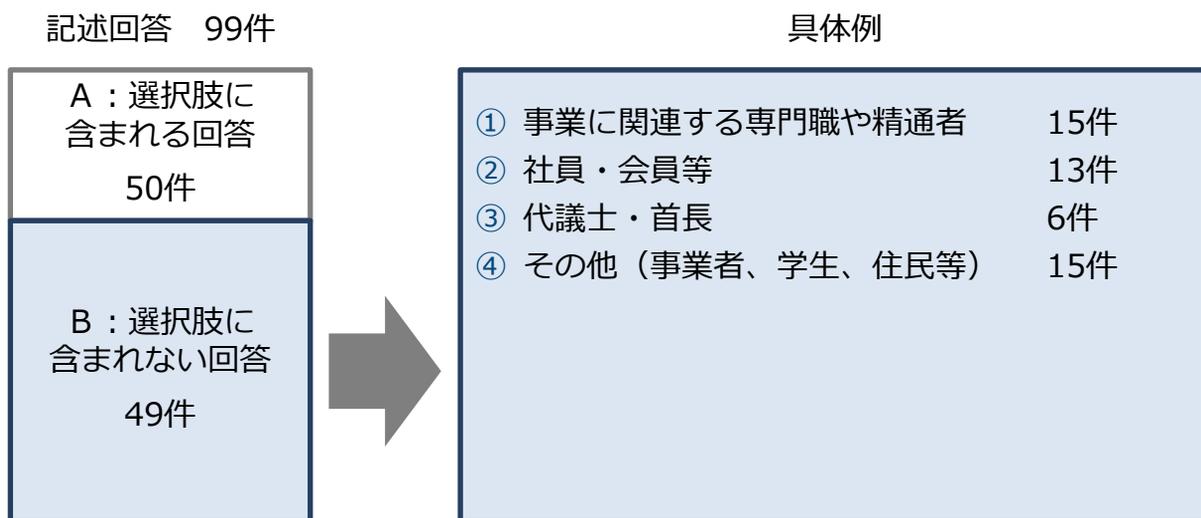


2. 調査結果（1）法人概要 Q5

□ その他回答結果

「6.その他」の回答数は99件である（図表5b参照）。団体の事業に精通した者や専門職といった回答が多くみられた。数は少ないが、会員から選ばれる事例もみられた（記述回答については、p244以下参照）。

図表5b：Q5「6.その他」回答（分類回答数は重複カウント）



□ 考察

Q5の質問の意図は、代表者の経歴や資格を問うものであった。

「1.民間企業」や「2.団体」の役職員経験者の回答が多くみられたが、組織運営に関する経験値が買われての就任や、「6.その他」回答から推測される理由として、法人の活動分野や事業に関する専門的な知見を有していることが重視されていると思われる。想定よりも士業等専門職の回答は少なかった。

「Q6.監事のプロフィール」と比べて学識経験者の割合が多い点は、代表者のプロフィールの特徴と思われる。

2. 調査結果（1）法人概要 Q6

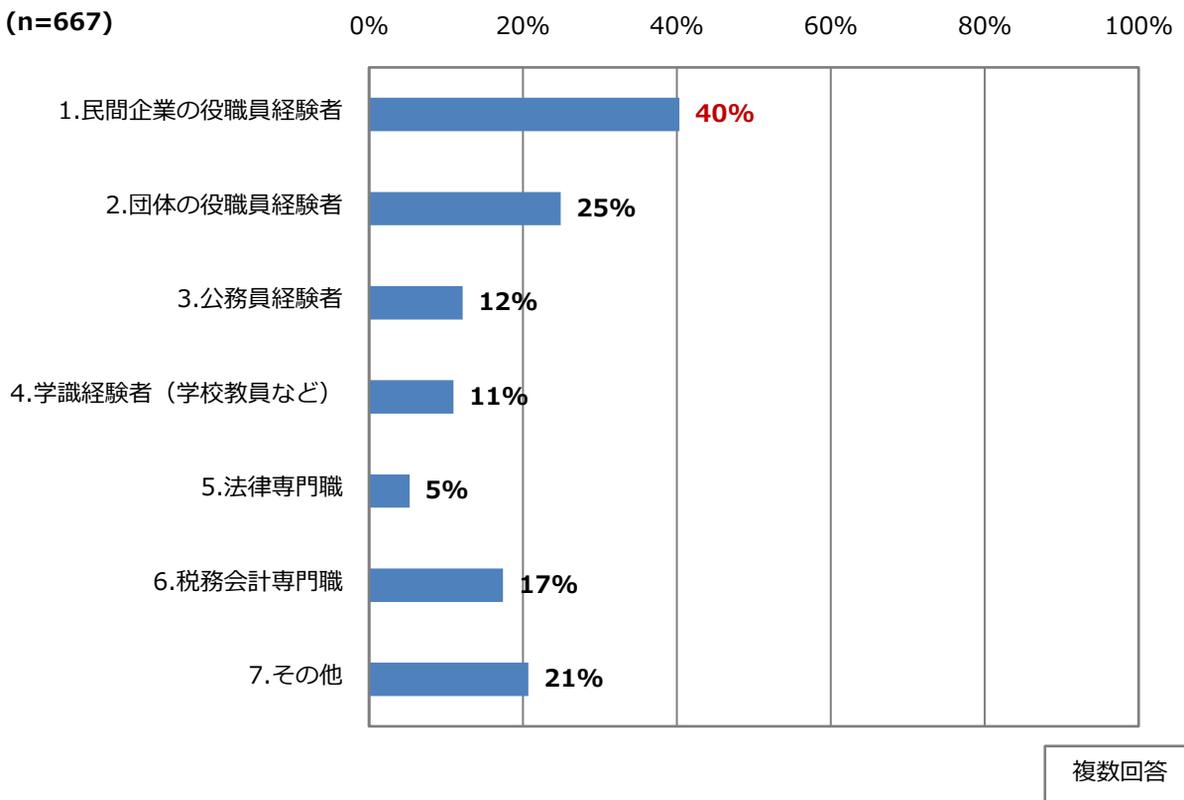
Q6 監事のプロフィール

Q6は、監事の経歴や資格を問うものである。6つの選択肢の中から回答を求めた（複数選択回答）。「その他」を選択した場合には、具体的な内容について回答を求めた（記述回答）。

□ 集計結果

「1.民間企業の役職員経験者」が、40%で最多となった（図表6a参照）。「2.団体職員の役職員経験者」が、25%と続く。「5.法律専門職」は5%、「6.税務会計専門職」は17%に留まった。

図表6a：監事のプロフィール

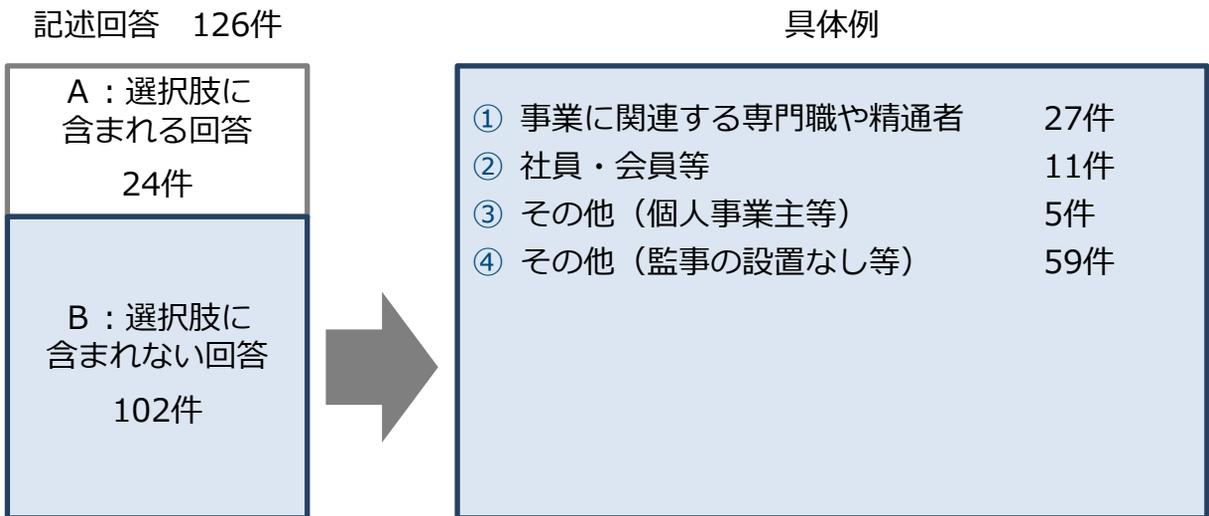


2. 調査結果（1）法人概要 Q6

□ その他回答結果

「7.その他」の回答数は126件である（図表6b参照）。団体の事業に精通した者や専門職といった回答が多くみられた。会員から選ばれる事例もみられた（記述回答については、p248以下参照）。

図表6b：Q6「7.その他」回答（分類回答数は重複カウント）



□ 考察

Q6の質問の意図は、監事の経歴や資格を問うものであった。

代表者のプロフィールと似た傾向がみられた。組織運営に関する経験値が買われての就任や、「7.その他」回答から推測される理由として、法人の活動分野や事業に関する専門的な知見を有していることが重視されていると思われる。想定よりも法律専門職や税務会計専門職の登用は少なかった。都市部の法人ではない場合、これら専門職が身近にいない可能性もあると思われる。